

文芸美術 国民健康保険

第161号

発行 文芸美術国民健康保険組合
〒101-0048 東京都千代田区神田司町2の7の2
ミレーネ神田PREX4階
電話 03(6811)7293番(代)
FAX 03(6811)7294番
ホームページアドレス <https://www.bunbi.com/>

主な内容

- 令和6年度事業計画・予算
- 令和5年度事業報告・決算
- お知らせ・連絡事項

令和6年度事業計画

(令和6年3月4日組合会承認)

少子高齢化が急速に進み現役世代の負担が増嵩する中、国ではさらなる社会保障負担について検討されているなど、今後も医療保険制度を取り巻く厳しい状況が続く見込みです。また、当組合においては加入者の所得水準の増加傾向から、国庫補助は18%から13%へと大きく減少することになりました。

令和6年度事業計画は、新型コロナウイルスや各種感染症など医療費の動向に注視しつつ、補助率の減少、マイナンバーや少子化対策などの制度改正の影響を考慮して策定しました。

- ① 被保険者数は、毎月、後期高齢者医療制度への移行や家族の減少傾向がありますが、組合員(世帯)の加入増などで、増加傾向を見込んでいます。
- ② 医療費は、若年者層の加入増はあるものの、医療の高額化傾向や新型コロナウイルス感染症等の影響を勘案し、一人当たり229,552円、総額で約30・4億円を計上しました。
- ③ 後期高齢者支援金は、国から示された

納付額約14億円を計上しましたが、対前年度比約1・6億円増となっています。

- ④ 前期高齢者納付金は、若年者層の加入増や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行に伴う前期高齢者(65〜74歳)加入割合の減少により、対前年度比約1・5億円増の約10・1億円を計上しました。
- ⑤ 介護納付金につきましては、対前年度比▲2,100万円の約6・9億円を国に納めることになりました。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症による影響や、医療の高額化傾向により医療費は増加を続けており、また、少子高齢化による負担も増嵩しています。

さらに所得に応じた負担への見直しにより、国からの補助が大きく減少することから、その負担増については、残念ながら保険料の改定によらざるを得ない状況です。

少子高齢・人口減少社会にあたり、今後も厳しい状況が見込まれる中、令和6年12月1日をもって健康保険証の交付が廃止され、医療保険制度における変革は急速に進みます。さらなる組合HPの改修などデジタル化による事務効率を図り、保健事業を充実させ増え続ける医療費の抑制を進めるなど、役職員一同、安定運営に努めてまいります。

事業内容

〈 〉内は前年度予算

1. 理事会及び組合会開催

理事会…必要の都度随時
委員会…必要の都度随時
組合会…2回(通常1回・臨時1回)

2. 被保険者数

組合員…12,970人(12,650人)
家族…5,692人(6,250人)
合計…18,662人(18,900人)
介護保険該当者
(40〜64歳・第2号被保険者)
…9,799人(9,211人)
合計の再掲

3. 保険料

次のとおりとします。

- (1) 医療保険分
組合員…月額19,900円 (19,600円)
家族…月額9,600円(9,600円)
- (2) 後期高齢者支援金分
組合員…月額5,800円(5,200円)
家族…月額5,800円(5,200円)
- (3) 介護保険分
第2号被保険者…月額5,700円 (5,700円)

(4) 特例組合員分

組合員：月額1,000円(1,000円)

※未就学児1人につき、未就学児世帯支援金 年額12,000円を支援

※産前産後の被保険者において、一子4カ月(二子以上6カ月)の保険料軽減

4. 補助金

(1) 国庫支出金

事務費負担金

5年度当初交付申請額を計上

療養給付費補助金

補助対象給付費の13・0%を計上

後期高齢者支援金等補助金

支援金の13・0%を計上

介護納付金補助金

介護納付金の13・0%を計上

特別調整補助金

4年度交付額×0.5

未就学児世帯補助費

未就学児世帯補助費10,524千円を計上

産前産後保険料軽減補助費

産前産後保険料軽減補助費13,592千円を計上

出産育児一時金等補助金

出産育児一時金、高額医療費共同事業

分を計上

特定健康診査等補助金

国の定めた助成金額の1/3を計上

(2) 都費補助金

5年度当初交付決定額(63,499千円)

の8割+特定健診等の都内在住者分

5. 保険給付

6年度の医療費(療養給付費)は、5年度

1人当り実績推計224,369円を元に、229,552円を計上しました。

(1) 療養の給付

A. 給付の内容

国民健康保険法に定められた給付を行います。

B. 一部負担金の割合

組合員・家族共3割、未就学児は2割。前期高齢者のうち70歳以上は、所得に応じて2割または3割。

C. 高額療養費

一部負担金限度額(不定)を超えた分を支給します。

(2) その他の給付

A. 出産育児一時金

488,000円(488,000円)

但し、産科医療補償制度加入の分娩機関については、12,000円を増額して支給。

B. 葬祭費

組合員 組合加入後満5年未満

70,000円(70,000円)

同 満5年以上

90,000円(90,000円)

同 満10年以上

110,000円(110,000円)

家族

70,000円(70,000円)

6. 後期高齢者支援金

後期高齢者の医療費の負担金

医療費支援金は、1,403,751千円

事務費拠出金は、70千円

7. 前期高齢者納付金

前期高齢者(65歳~74歳)の医療費の負

令和6年度文芸美術国民健康保険組合収入支出予算書

収入 (単位：千円)				支出 (単位：千円)			
科目	本年度	前年度	比較	科目	本年度	前年度	比較
1. 保険料	5,707,675	5,539,777	167,898	1. 組合会費	3,181	3,181	0
2. 国庫支出金	1,067,915	1,155,137	-87,222	2. 総務費	281,910	279,804	2,106
3. 前期高齢者交付金	2	2	0	3. 保険給付費	3,431,004	3,391,147	39,857
4. 出産育児交付金	2,193	0	2,193	4. 後期高齢者支援金等	1,403,822	1,242,442	161,380
5. 都支出金	52,788	53,512	-724	5. 前期高齢者納付金等	1,012,961	862,741	150,220
6. 共同事業交付金	144,056	122,359	21,697	6. 介護保険納付金	689,182	710,351	-21,169
7. 財産収入	34	33	1	7. 流行初期医療確保拠出金等	2	0	2
8. 寄付金	1	1	0	8. 共同事業拠出金等	160,156	136,036	24,120
9. 繰入金	2	2	0	9. 保健事業費	95,281	100,830	-5,549
10. 繰越金	309,134	68,647	240,487	10. 積立金	40,002	55,002	-15,000
11. 諸収入	16,939	20,426	-3,487	11. 諸支出金	13,526	15,593	-2,067
収入合計	7,300,739	6,959,896	340,843	12. 予備費	169,712	162,769	6,943
				支出合計	7,300,739	6,959,896	340,843

担金

医療費納付金は、1,012,904千円
事務費拠出金は、57千円

8. 介護保険納付金

40歳から64歳までの被保険者を対象に、
介護保険の給付に係る費用を負担。
介護保険納付金は、689,182千円

9. 保健事業

(1) 健康管理と疾病予防対策として次の
ことを実施します。

A. 健康診断費用の助成

① 総合精密健康診断(人間ドック)

1年以上加入している被保険者を対象
(年1回)

組合補助額1件につき

組合員

24,000円以内(23,000円)

家族

19,000円以内(18,000円)

受診時に満50歳の組合員(節目ドック)

35,000円以内(34,000円)

なお、東京都在住の被保険者について
は、4,000円を上限に増額して助

成。また、受診時に年度末時点で40歳
以上の被保険者については特定健診項

目が含まれている場合、10,000

円を上限に増額して助成。

② 特例組合員の健康診断

組合補助額1件につき(年1回)

12,000円以内(12,000円)

B. 特定健康診査・特定保健指導の実施

① 特定健康診査

40～74歳の被保険者全員を対象

(年1回)

組合負担額1件につき

15,000円以内(15,000円)

② 特定保健指導

特定健診の結果、特定保健指導が必要
な方を対象(年1回)

組合負担額1件につき

動機付け支援

28,000円以内(28,000円)

積極的支援

39,000円以内(39,000円)

(2) 被保険者に医療費の通知、後発医薬

品差額通知及び健康情報の発信を行い、

被保険者教育の積極的実施をはかる。

10. 趣旨普及

事業内容の周知徹底をはかるため組合報を
発行し、また、ホームページを公開する。

組合規約の一部改正について

組合規約の一部を次のとおり改正する。

◇産前産後の保険料軽減について

第二十四条の二を加える。

(産前産後の保険料軽減)

第二十四条の二

組合員の世帯に属する、出産した被保険
者(以下「出産被保険者」という。)が

いる場合、出産日の属する月(以下「出

産月」という。)の前月(多胎妊娠の場

合には、三月前)から出産月の翌々月ま

での期間に係る出産被保険者の保険料を

軽減する。

附則

(施行期日)

1 この規約は、認可の日から施行し、令
和六年一月一日から適用する。

◇保険料の賦課額について

(保険料の賦課額)

第十六条一号中、イの金額「一九、六〇

〇円」を「一九、九〇〇円」に、ロの金

額「五、二〇〇円」を「五、八〇〇円」に

改める。三号中、ロの金額「五、二〇〇円」

を「五、八〇〇円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和六年四月一日から施
行する。

(経過措置)

2 この規約による改正後の規約第十六条
の規定は、令和六年度以後の保険料につ

いて適用し、令和五年度以前の保険料に

ついては、なお従前の例による。

保険証制度の切替について

◇保険証の新規交付終了について

法律の改正に伴い、令和6年12月2日以降
は、保険証の新規交付が終了します。

12月2日以降の保険証の交付分について

は、代わりにマイナ保険証もしくは資格確認

書をご利用ください。

なお、すでに交付済の保険証は、有効期限

まで使うことができます。有効期限内は破棄

しないようお願いいたします。

また、令和7年12月2日以降は、お手元に

保険証がある方も含め、すべての方がマイナ

保険証もしくは資格確認書に切り替わります。

◇資格確認書・資格情報のお知らせについて

令和6年12月2日以降、マイナ保険証の利用登録状況に応じ、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付いたします。

「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証としてマイナポータル上で利用登録している方に交付します。組合の加入状況は、資格情報のお知らせをご確認ください。資格情報のお知らせのみでは、病院等は受診できませんので、マイナ保険証をご利用ください。

また、「資格確認書」は、主にマイナンバーカードを保有していない方や、保険証の利用登録を行っていない方に交付します。資格確認書を病院等の窓口で提示することで、引き続き一定の自己負担で医療を受けることができます。

◇資格確認書・資格情報のお知らせの発送について

現在は資格状況の確認を行い、保険証をお送りしておりますが、今後、マイナンバーの情報連携にて、保険証利用登録状況を確認した後、資格確認書・資格情報のお知らせをお送りします。従来に比べ、発送までにお時間を要しますのであらかじめご了承ください。

◇マイナ保険証の利用登録解除について

マイナ保険証を利用登録済みの方は、解除することができます。

その際には、当組合に利用登録解除の申請が必要となりますのでご注意ください。

※利用登録解除申請のご提出があった方には、資格確認書をお送りいたします。

※マイナ保険証の利用登録解除の申請開始時

期等は未定です。

◇マイナ保険証利用率の目標について

国は、受診時のマイナ保険証利用の目標を50%以上と定めております。病院等を受診する際には、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

※令和6年11月時点の利用率が50%を超えた保険者には、後期高齢者支援金の拠出金額が減じられるメリットがあり、みなさまの保険料負担が少なくなることが見込まれます。

◇限度額適用認定証について

入院等で医療費が高額になる場合、認定証を病院等の窓口で提示することにより、自己負担が所得に応じた限度額までに抑えられます。(「ア」から「オ」まで)

なお、マイナ保険証を利用すると、病院等での認定証の提示が不要です。事前手続きや郵送手続きも必要ありませんので、ぜひご利用ください。

※判定に必要な所得情報は、マイナンバーの情報連携により確認します。確認できなかった世帯には、限度額を「ア」(最上位の所得区分)として登録いたします。ご不明点は当組合へお問い合わせください。

※所得情報による区分判定ができなかった方は、実際の所得額と相違することがありますので、ご受診前に、マイナポータルで所得区分をご確認ください。なお、所得区分については組合ホームページをご覧ください。

※紙の認定証の交付をご希望の方は申請書を

ご郵送ください。

◇高齢受給者証(70歳〜74歳の方が対象)について

令和6年12月2日以降に組合に加入される方で、マイナ保険証の利用登録がされていない方には、高齢受給者証(白色)は発行せず、資格確認書に一部負担金の割合を記載してお送りいたします。

なお、それ以前に高齢受給者証を発行している方は、証記載の有効期限まで高齢受給者証は有効ですのでご利用ください。

※令和7年8月の更新時には、高齢受給者証の送付は行わない予定です。マイナ保険証もしくは資格確認書(マイナ保険証の利用登録をされていない方が対象)をご使用ください。

※マイナ保険証をご利用の方は、資格情報のお知らせの中に一部負担金の割合が含まれます。オンライン資格確認制度の詳細については、厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)、もしくはマイナンバー総合フリーダイヤル(TEL0120・95・0178 平日9時30分〜20時00分 土日祝9時30分〜17時30分 年末年始を除く)へお問い合わせください。

※保険証とマイナンバーカードの紐づけを行った方で、マイナポータル上で自身の資格情報が確認できない場合は、国のシステムと当組合との情報連携に不備があり、登録・修正作業が必要になることがあります。お手数ですが、当組合までご連絡ください。



さい。また、オンライン資格確認は、国のシステムを利用して行う制度です。当組合で対応できないこともありますので、あらかじめご承知おきください。

◆マイナンバーについて

《組合へのお届けについて》

法令により組合へのお届け・ご申請には、マイナンバーの記入が義務付けられていますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。なお、各添付書類（住民票等）の省略については、引き続き検討してまいります。

《利用目的について》

番号法第19条第8号において定められた医療保険者や行政機関の情報連携を利用目的とします。利用目的の詳細については、組合ホームページをご覧ください。



◎マイナンバー制度について詳しくご案内は、デジタル庁ホームページ(<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>)をご覧ください。

◎マイナンバー制度についてのお問合せは国が開設している、マイナンバー総合フリーダイヤル(TEL0120・95・0178 平日9時30分～20時00分 土日祝9時30分～17時30分 年末年始を除く)までお願いいたします。

◆データヘルス計画について

データヘルス計画とは、医療費・健診情報等のデータ分析に基づき、当組合に加入している方の健康保持増進と医療費適正化を目的

とし、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施するための計画です。

なお、メタボリックシンドローム該当者と予備群の減少、生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査等実施計画も含め策定しました。計画については、組合ホームページをご覧ください。



◆医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について

健康維持のために健康診断等の一定の取組を行った方が、対象医薬品を年間12,000円以上購入した場合、確定申告の際に所得控除を受けることができます。

対象医薬品である、かぜ薬やアレルギー用薬等は、薬局やドラッグストア等で購入できるため、病院を受診する時間を省くことができ、ご負担が抑えられる可能性があります。詳しくは国税庁ホームページでご確認ください。

（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1129.htm>）

◆ジェネリック医薬品を使ってみませんか？

ジェネリック医薬品とは、先に開発された医薬品（新薬）と同じ有効成分を使った、品質・効き目・安全性が同等な薬です。新薬よりも低価格な薬で、長期服用の薬ほど費用が軽減されます。

ジェネリック医薬品をご希望の場合は、医師・薬剤師へご相談ください。また、保険証やお薬手帳に貼る「ジェネリック医薬品を希望シール」もご利用ください。



◆お薬手帳はお持ちですか？

服用する薬が増えると、副作用の発生、飲み間違いや残薬の発生につながります。処方されている薬がわかるように、お薬手帳は1冊にまとめ、活用しましょう。

◆高額療養費について

病院等の窓口で同月内に支払った額のうち、所得に応じた限度額を超えた分を高額療養費として支給いたします。

高額療養費に該当する場合、診療月から3～4ヵ月後に組合より申請書をお送りいたします。申請期限は、診療を受けた月の翌月1日から2年間です。



また、70歳以上の方の外来療養費について、1年間（前年8月1日から当年7月31日）の自己負担額の合計が144,000円を超えた場合、その超えた額を支給いたします。対象は、基準日（当年7月31日）時点の所得区分が、一般または非課税世帯の方です。

該当する場合には、組合より申請書をお送りいたします。申請期限は、当年8月1日から2年間です。



◆高額介護合算療養費制度について

当組合に加入している方全員が、1年間（前年8月1日～当年7月31日）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。申請についての詳細は、組合ホームページをご覧ください。なお、申請期限は、当年8月1日から2年間です。



施設名・電話番号	所在地	費用(税込)	備考
メディカルスキャニング 03(5778)2905	渋谷・用賀・溜池山王・東京・銀座・浜松町・池袋・日暮里・お茶の水・中野・新宿・たまプラーザ・立川・横浜・センター南・第二溝の口・大宮		脳ドック専門 ※の所在地・費用については、更新後ホームページにてご案内いたします。
京都工場保健会 ※電話番号は病院により異なります。各ホームページにてご確認ください。	京都(2院)・宇治・神戸・姫路・尼崎	42,900円	1泊2日(婦人科含む):94,600円 総合ドック:122,100円 脳ドック:44,000円
関西労働保健協会 ※電話番号は病院により異なります。各ホームページにてご確認ください。	梅田・千里	49,500円	1泊2日:67,100円
近畿健康管理センター ※電話番号は病院により異なります。各ホームページにてご確認ください。	東京日本橋・新大阪・難波・名古屋・彦根・神戸・栗東・三重・四日市	41,965円	

◆都内

施設名・電話番号	所在地	費用(税込)	備考
杏雲堂病院 03(3292)0551	千代田区神田駿河台1-8	48,000円	
九段クリニック 03(3222)0094	千代田区九段北1-9-5	44,000円	
こころからだの元氣プラザ 03(5210)6622	千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング1階・2階	49,500円	MRI + MRA:38,500円加算
東京クリニック 03(3516)7187	千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階・地下1階・地下2階	44,000円	脳ドック:33,000円 その他PETなどのオプション有
有楽町電気ビルクリニック 03(3213)0099	千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館10階	44,000円	
銀座富士クリニック 03(3542)8371	中央区銀座4-11-2 丸正ビル2階	45,100円	
メディカルスクエア赤坂 03(3585)0365	港区赤坂2-17-17	44,000円	1泊2日:68,095円
楠樹記念クリニック 03(3344)6666	新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル3階	43,780円	1泊2日:71,500円 脳ドック:47,300円 MRI + MRA:33,000円加算 脳専門コース:49,500円
PL東京健康管理センター 03(3469)1163	渋谷区神山町17-8	55,000円	人間ドック+脳ドック:99,000円 脳ドック:44,000円
明治安田新宿健診センター 0570(03)5489	渋谷区代々木3-22-7 新宿文化クイントビル12階	48,400円	MRI + MRA:27,500円 MRI + MRA + 頸MRA:31,900円
河北健診クリニック 03(5377)2511	杉並区高円寺南4-27-12 三井住友銀行高円寺ビル	45,100円	1泊2日(婦人科含む):67,100円 脳ドック:56,000円 MRI + MRA:23,000円加算
城西病院予防医学本部健診センター 03(3390)6910	杉並区上荻2-42-11 城西病院6階	41,800円 婦人科含む	
サン虎の門クリニック 03(3988)1862	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル7階	46,200円 婦人科含む	1泊2日(婦人科含む) シングルルーム:72,050円 ツイン(2人共有)ルーム:66,000円

◆都内以外

施設名・電話番号	所在地	費用(税込)	備考
明日佳札幌健診センター 011(531)2226	北海道札幌市中央区南10条西1丁目1-30 ホテルライフポート札幌5階	39,600円	
北海道循環器病院予防医学センター 011(552)3375	北海道札幌市中央区南27条西13丁目1-30	42,460円	1泊2日:62,260円
大宮シティクリニック 0570(039)489	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル30階	48,400円	
セントマーガレット病院 047(485)1986	千葉県八千代市上高野450	39,600円	1泊2日:67,100円
コンフォート横浜健診センター 045(313)8080	神奈川県横浜市西区平沼2-8-25	38,500円	
エルズメディケア名古屋 052(737)6500	愛知県名古屋市中区栄2-1-1 日土地名古屋ビル3階	41,800円 婦人科含む	女性のみ
京都予防医学センター 075(811)9131	京都府京都市中京区西ノ京左馬寮町28	45,100円	
大阪警察病院付属人間ドッククリニック 06(6775)3131	大阪府大阪市天王寺区石ケ辻町15-15 上六メディカルビル	44,000円	1泊2日(婦人科含む):67,100円 脳ドック:56,760円

健康診断を受けましょう

当組合では、特定健康診査・人間ドックを受診した場合、検査費用の一部を補助しています。組合員及びご家族の方の健康管理・維持にお役立てください。

特定健康診査について	
補助支給対象等	組合負担上限額
【基本的な検査項目】 ・質問票（服薬歴、喫煙歴等） ・身体測定（身長、体重、BMI、腹囲） ・血圧測定 ・理学的検査（身体診察） ・尿検査（尿糖、尿蛋白） ・血液検査（脂質検査、血糖検査、肝機能検査）	[組合員、家族] 左記項目計 10,000 円以内
【詳細な検査項目】 *医師が必要と判断した場合のみ ・心電図検査 ・眼底検査 ・貧血検査 ・血清クレアチニン検査	[組合員、家族] ・心電図検査 2,000 円以内 ・眼底検査 2,000 円以内 ・貧血検査 500 円以内 ・血清クレアチニン検査 500 円以内

*特定健康診査は年度内1回の補助となります。特定健康診査を含む人間ドックを受診し、当組合から特定健康診査分の補助を受けている場合、特定健康診査受診券はご使用いただけません。

◆組合ホームページの特定健康診査契約機関一覧にて特定健康診査の受診可能な施設をご確認のうえ、ご予約ください。

年度末時点で40歳以上75歳未満の方が特定健康診査の対象となります。

ご受診当日は保険証と特定健康診査受診券を病院等の窓口までお持ちください。

有効期限は2024年12月31日までです。紛失や届いていない等ございましたら当組合までお問い合わせください。



人間ドックについて		
対象となる検査種類	補助額	補助支給対象等
・人間ドック （胃部レントゲンまたは胃カメラを含む 総合精密健康診断）	[組合員] 受診時 50 歳 35,000 円以内 その他 24,000 円以内	*加入後1年以上経過後の受診より補助の対象となります。 *各ドック合わせて年度内1回に限りです。 *東京都内在住の方は、4,000円まで増額します。 *年度末時点で40歳以上75歳未満の方が、特定健康診査の検査項目を含めて受診し、検査結果のコピーを提出した場合は、10,000円まで増額します。
・脳ドック（脳MRI・MRAを含むもの）	[家族] 19,000円以内	
・PET検査		
・特例健診（受診時に75歳以上の組合員）	12,000円以内	*年度内1回

*お住まいの市区町村などで補助を受けている場合は、補助の対象外になることがあります。

◆組合指定の申請用紙に必要事項をご記入のうえ、人間ドックを受診した病院等の証明を受け、組合宛に郵送でご申請ください。

申請用紙は、組合ホームページからダウンロードできます。ダウンロードができない場合は、組合にご請求ください。毎月15日までに到着した申請については、その月末に指定口座へ所定の補助金をお振込みいたします。



◆日本人の2人に1人の確率で、一生のうち何らかのがんに罹患するといわれております。

がんの早期発見・早期治療のために、特定健康診査と各種がん検診が同時に受けられる人間ドックを年に1度ご受診いただくことをおすすめします。

また、健診の結果、「要再検査」や「要精密検査」等の異常値があった場合は、必ず病院等を受診しましょう。

◆次の施設は人間ドックの割引契約をしています。当組合の保険証をお持ちの方は割引料金で受診できます。

直接お電話で、必ず「文芸美術国民健康保険組合の加入者」である旨を伝えてご予約ください。

なお、人間ドック割引契約施設以外のどちらの病院等で人間ドックを受診した場合でも、補助の対象です。



人間ドック割引契約施設等一覧表（料金は税込表示です。）

◆全国（複数施設）

施設名・電話番号	所在地	費用(税込)	備考
IMS Me-Life クリニック ※電話番号は病院により異なります。 各ホームページにてご確認ください。	池袋・千葉・東京・新宿・渋谷・板橋・仙台	44,000円	
医療法人社団友好会 03(3280)5877	秋葉原(2院)・目黒	41,800円	*秋葉原メディカルクリニックアネックスのみ婦人科健診オプションの実施なし
金内メディカルクリニック 03(3365)5521	新宿・沖縄	46,750円	1泊2日(婦人科含む):69,850円 脳ドック:44,000円 MRI+MRA:38,500円加算 MRI/MRA:19,800円加算
新赤坂クリニック 03(5770)1250	青山・銀座・横浜	45,100円 婦人科含む	1泊2日(婦人科含む):59,400円

令和5年度事業報告 および収入支出決算

去る7月3日開催の第91回臨時組合会にて令和5年度の事業報告、収支決算、決算剰余金処分について審議が行われ、別掲のとおり可決承認されましたので報告いたします。

収入において、加入者の伸びが緩やかになったことにより保険料収入が予算を下回ったものの、前年度繰越金等の増により、当初予算額を約1・1億円上回る収入額となりました。

一方、支出において、医療費は当初予算をやや下回るなど、当初予算から約3・3億円減となりました。

結果として、前年度繰越金を除く単年度では約2・3億円の赤字決算となり、累積では、約4・5億円の剰余金となりました。

この剰余金については、必要な積立を行い、それ以外の全額を令和6年度に繰越しました。

事業報告（内は前年度）

- 被保険者等の状況（別表1）
- 保険料の状況（別表2）
- 医療費の状況（別表3）
- 保健事業の状況

◇健康診断の助成

特定健康診査

2,438件（2,438件）

特定保健指導

動機付け支援 5件（6件）

積極的支援 5件（4件）
人間ドック

組合員 1,528件（1,396件）

家族 268件（284件）

節目ドック（満50歳組合員のみ）

52件（46件）

特例健診

特例組合員 4件（4件）

◇医療費の通知・健康情報の発信ほか

診療報酬明細書に基づき、受診された全

世帯に通知 2回（2回）

健康情報葉書を組合員（特例組合員を除く）に送付 2回（2回）

後発医薬品差額通知を該当者に送付 2回（2回）

5. 理事会及び組合会の状況

開催数

数：5回（8回）

主要審議事項

・令和4年度10月分以降保険料未納による組合員資格の処遇について

・令和4年度事業報告・収入支出決算・決算剰余金処分について

・団体の加盟について

・第90回臨時組合会開催について

・令和5年度4月分以降保険料未納による組合員資格の処遇について

・団体の加盟について

・職員の採用について

・組合規約の一部改正について

・令和6年度事業計画について

・令和6年度収入支出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項について

・令和6年度法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について

・令和6年度法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について

・役員及び議員報酬並びに費用弁償規程の一部改正について

・「産前産後保険料軽減措置規程」の制定並びに「保険料徴収猶予及び減免取扱規程」及び「未就学児世帯支援金規程」の一部改正について

・保健事業規程の一部改正について

・第72回通常組合会について

組合会

開催数：2回（2回）

主要審議事項

・令和4年度事業報告・収入支出決算・決算剰余金処分について

・組合規約の一部改正について

・令和6年度事業計画について

・令和6年度収入支出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項について

・令和6年度法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について

事務局長（令和6年3月31日現在）

非常勤常務理事 1名

非常勤職員 13名

専任職員 4名

令和5年度収入支出決算（別表4）

令和5年度の決算剰余金448,088,618円については、必要な積立金として特別積立金に55,000,000円、給付費等支払準備金に8,000,000円を積み立て、残りの385,088,618円を令和6年度に繰越しました。

令和5年度の決算剰余金448,088,618円については、必要な積立金として特別積立金に55,000,000円、給付費等支払準備金に8,000,000円を積み立て、残りの385,088,618円を令和6年度に繰越しました。

令和5年度の決算剰余金448,088,618円については、必要な積立金として特別積立金に55,000,000円、給付費等支払準備金に8,000,000円を積み立て、残りの385,088,618円を令和6年度に繰越しました。

令和5年度の決算剰余金448,088,618円については、必要な積立金として特別積立金に55,000,000円、給付費等支払準備金に8,000,000円を積み立て、残りの385,088,618円を令和6年度に繰越しました。

令和5年度の決算剰余金448,088,618円については、必要な積立金として特別積立金に55,000,000円、給付費等支払準備金に8,000,000円を積み立て、残りの385,088,618円を令和6年度に繰越しました。

令和5年度の決算剰余金448,088,618円については、必要な積立金として特別積立金に55,000,000円、給付費等支払準備金に8,000,000円を積み立て、残りの385,088,618円を令和6年度に繰越しました。

令和5年度の決算剰余金448,088,618円については、必要な積立金として特別積立金に55,000,000円、給付費等支払準備金に8,000,000円を積み立て、残りの385,088,618円を令和6年度に繰越しました。

令和5年度の決算剰余金448,088,618円については、必要な積立金として特別積立金に55,000,000円、給付費等支払準備金に8,000,000円を積み立て、残りの385,088,618円を令和6年度に繰越しました。

令和5年度の決算剰余金448,088,618円については、必要な積立金として特別積立金に55,000,000円、給付費等支払準備金に8,000,000円を積み立て、残りの385,088,618円を令和6年度に繰越しました。

令和5年度の決算剰余金448,088,618円については、必要な積立金として特別積立金に55,000,000円、給付費等支払準備金に8,000,000円を積み立て、残りの385,088,618円を令和6年度に繰越しました。

令和5年度の決算剰余金448,088,618円については、必要な積立金として特別積立金に55,000,000円、給付費等支払準備金に8,000,000円を積み立て、残りの385,088,618円を令和6年度に繰越しました。

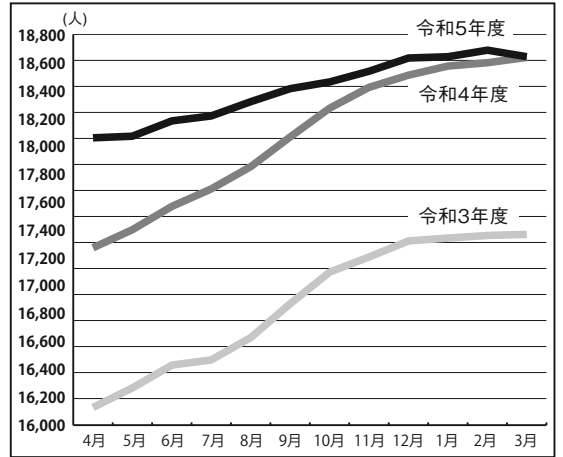
別表 1. 被保険者等の状況

	組合員数	家族数	合計	69歳以下(再掲)	70～74歳(再掲)	被保険者数(再掲)	特例組合員数(再掲)
令和4年度末	12,436人	6,342人	18,778人	17,979人	656人	18,635人	143人
内	加入者	1,646人	919人	2,565人	-	-	-
	脱退者	1,290人	1,287人	2,577人	-	-	-
令和5年度末	12,792人	5,974人	18,766人	18,057人	583人	18,640人	126人
差引増減	356人	-368人	-12人	78人	-73人	5人	-17人

別表 2. 保険料の状況

		令和5年度	令和4年度	令和3年度
保 険 料	組合員	24,800円	21,100円	21,100円
	家族	14,800円	11,600円	11,600円
	介護(40～64歳)	5,700円	5,200円	5,200円
	特例組合員	1,000円	1,000円	1,000円
年間調定額		5,392,571,600円	4,419,263,350円	4,074,580,713円
年間収納額		5,385,142,920円	4,419,080,160円	4,076,587,963円
収納割合		99.69%	99.84%	99.84%
1世帯当りの年間調定額		429,584円	368,733円	370,720円
1人当りの年間調定額		290,893円	242,643円	239,442円

被保険者数の推移



別表 3. 医療費の状況

69歳以下	件数	総医療費	一人当り総医療費	給付割合(概算)	一人当り組合負担額	平均人数
令和3年度	209,612件	3,024,646,468円	188,276円	70.42%	132,593円	16,065人
令和4年度	242,651件	3,531,993,031円	203,479円	70.54%	143,532円	17,358人
令和5年度	268,753件	3,785,620,765円	212,747円	70.40%	149,775円	17,794人
70～74歳	件数	総医療費	一人当り総医療費	給付割合(概算)	一人当り組合負担額	平均人数
令和3年度	20,434件	499,856,427円	618,634円	75.72%	468,442円	808人
令和4年度	18,941件	436,633,467円	612,389円	76.27%	467,076円	713人
令和5年度	16,708件	364,748,654円	593,087円	76.51%	453,798円	615人

別表 4. 令和5年度文芸美術国民健康保険組合収入支出決算

収入 (単位:円)			支出 (単位:円)		
科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額
1. 保険料	5,539,777,000	5,393,296,450	1. 組合会費	3,319,000	2,206,939
2. 国庫支出金	1,155,137,000	1,262,245,057	2. 総務費	286,673,000	242,626,011
3. 前期高齢者交付金	2,000	0	3. 保険給付費	3,396,160,000	3,263,016,346
4. 都支出金	53,512,000	64,975,139	4. 後期高齢者支援金等	1,242,442,000	1,230,880,666
5. 共同事業交付金	122,359,000	119,742,000	5. 前期高齢者納付金等	862,741,000	855,873,359
6. 財産収入	33,000	33,820	6. 介護納付金	710,351,000	710,350,448
7. 寄付金	1,000	0	7. 共同事業拠出金等	136,036,000	136,033,000
8. 繰入金	2,000	0	8. 保健事業費	100,830,000	81,092,641
9. 繰越金	68,647,000	218,231,174	9. 積立金	55,002,000	55,000,000
10. 諸収入	20,426,000	14,671,615	10. 諸支出金	48,030,000	48,027,227
			11. 予備費	118,312,000	0
収入合計	6,959,896,000	7,073,195,255	支出合計	6,959,896,000	6,625,106,637

財産目録

令和6年3月31日現在

区分		金額又は価格
積立金	特別積立金 (国保法施行令19条)	517,402,580 円
	給付費等支払準備金 (国保法施行令20条)	186,533,134 円
	退職積立金	34,207,016 円
小計		738,142,730 円
その他	事務室敷金	17,597,200 円
	器具及び機械	3,267,829 円
	小計	20,865,029 円
合計		759,007,759 円

◆接骨院・整骨院(柔道整復師)で健康保険を利用する場合の正しいかかり方

保険が使える場合
○骨折や脱臼の応急手当 ※緊急時(応急手当)以外は医師の同意書が必要です。
○捻挫
○打撲
○挫傷(肉離れなど)
保険が使えない場合
×日常生活の疲労による肩こりや腰痛
×年齢による五十肩など
×スポーツによる筋肉疲労
×病気(神経痛、関節炎、リウマチ、ヘルニアなど)による痛み
×慢性病(脳疾患後遺症など)

○外傷性が明らかでない負傷や、仕事や通勤中の負傷(労災保険対象)の場合は健康保険の対象外です。負傷の原因は正確に伝えましょう。

○病院等で治療を受けている負傷について、接骨院・整骨院の施術は健康保険の対象外となります。

○長期間施術を受けても痛みが続く場合には、病气などの内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。



◆交通事故などに遭われた場合は必ずご連絡をお願いします

他人の行為(交通事故など)によるケガや病气などで病院等を受診する場合は、その治療費は加害者が本来負担すべきものです。保険証・マイナ保険証のいずれかを使用して治療を受ける場合は必ず組合へご連絡をお願いいたします。

※組合が一時立て替えをして、加害者に対し請求をいたします。

第三者行為に該当する場合

- ・自動車、自転車等の事故
- ・喧嘩や傷害事件による負傷
- ・他人のペットによる噛傷
- ・飲食店での食中毒
- など



◆保険料は納期内に納めましょう

保険料の口座振替日は、左記の通りです。振替日の前日までに残高のご確認をお願いいたします。

現在99%以上の方が口座振替をご利用されており、納め忘れがなく、組合が手続きを行い手数料も負担いたします。口座振替の手続きがお済みでない方は組合にお申し出ください。

令和6年度 保険料の口座振替日

	振替日		該当振替回数
10月	令和6年10月28日	月	2・4・6・12
11月	令和6年11月26日	火	12
12月	令和6年12月26日	木	3・6・12
1月	令和7年1月27日	月	4・12
2月	令和7年2月26日	水	6・12
3月	令和7年3月26日	水	12

◆産前産後の保険料の軽減措置について

当組合に加入されている被保険者の方が出産された場合、保険料の軽減を行います。軽減対象となるのは、令和6年1月以降の保険料です。申請方法については、組合ホームページをご覧ください。



◆法人事業所にするときはお届けを

既にご案内のとおり、株式・有限会社等の法人事業所の事業主・従業員のの方は、協会けんぽ・厚生年金に加入することが義務付けられています。

法人として設立登記をする際は、必ずご連絡ください。また、事業所の解散、社会保険の全喪の手続きをされた方もご連絡ください。その他、法人事業所についてご不明な点は、当組合にご相談ください。

◆組合会議員交代のお知らせ

この度、組合会議員の辞任に伴う補欠選挙の結果、次の方々が出選されました。(敬称略) 任期は令和7年3月31日までです。

- 日本美術家連盟 河嶋 淳司
- 日本児童出版美術家連盟 石川 日向
- 日本パッケージデザイン協会 鈴木 亜希子
- 日本広告写真家協会 中村 成一
- 日本インテリアプランナー協会 西村 春二

◆組合事務所の業務時間と休業日

業務時間 午前9時15分～午後5時15分
 休憩時間 正午～午後1時
 休業日 土曜・日曜・祝日

各種届出・申請の方法

住民票の内容に変更があった場合や、他の健康保険とのお切り替えの際は、14日以内に必ずお届けください。
 ※当組合は住民票上の世帯単位の保険となり、お勤め先の健康保険や75歳以上の方が対象の健康保険に加入している方等を除き、世帯全員の加入が義務付けられています。市区町村の国民健康保険に加入している方がいる場合は、当組合までお問い合わせください。
 また、ご申請いただくことにより、給付金の支給を受けられる制度がございます。
 詳しくは組合ホームページをご確認のうえ、ご申請ください。

申請の種類	提出する書類
組合へ新規加入するとき ※1	①加入申込書 ②加盟団体証明書：加盟団体の証明があるもの ③所得税の確定申告書控えの写し：第一表、第二表、所得の内訳書 ④作品例 ⑤住民票（3ヵ月以内に発行された世帯全員という証明のあるもの） ⑥預金口座振替依頼書 ※詳細については、「加入の手引き」に記載
家族が追加加入するとき ※1	①資格取得届 ②住民票（3ヵ月以内に発行された世帯全員という証明のあるもの） ③職場の健康保険をやめた場合は、健康保険の資格喪失証明書の写し
全員が脱退するとき	①脱退届 ②保険証 ③職場の健康保険に加入した場合は、職場の健康保険証の写し
家族が脱退するとき	①資格喪失届 ②保険証 ③職場の健康保険に加入した場合は、職場の健康保険証の写し ④住民票上別世帯となった場合には、別世帯となった日付が記載されている住民票（除票もしくは世帯全員という証明のあるもの）
死亡したとき	①脱退届又は資格喪失届 ②葬祭費支給申請書（特例組合員は対象外です） ③保険証 ④死亡を証明する書類の写し ⑤葬祭を執行した証明の写し（会葬礼状等）
住所又は氏名が変わったとき	①住所変更届又は氏名変更届 ②保険証 ③変更後の住民票（3ヵ月以内に発行された世帯全員という証明のあるもの）
所属団体が変わったとき	①所属団体変更届（新団体の承認印が必要）
所属団体を退会したとき	①脱退届 ②保険証
保険証を紛失又は汚損したとき	①被保険者証再発行願
修学のため他に居住するとき	①遠隔地修学開始届 ②在学証明書もしくは学生証の写し
修学を終えたとき	①遠隔地修学廃止届 組合員と住民票上別世帯である場合は、②資格喪失届 ③保険証
出産したとき ※2	①出産育児一時金支給申請書 ②出産を証明する書類（申請書の証明欄に直接証明を受けるか、出生証明書・母子手帳の該当箇所の写し） ③病院等から交付される直接支払制度合意文書の写し ④病院等から交付される出産費用の領収・明細書の写し
保険証不携帯で医療費を10割負担したとき	①療養費支給申請書 ②診療報酬明細書（レセプト）の原本 ※診療明細書ではございません ③領収証の原本
補装具を作成したとき	①療養費支給申請書 ②医師の意見書（証明書）の原本 ③領収証の原本
当組合加入前の保険証・資格確認書で病院等を受診したとき	①療養費支給申請書 ②診療報酬明細書（レセプト） ③領収書の原本 ※②③については、当組合加入前の保険者よりお取り寄せください
第三者行為によるケガ等の治療で病院等を受診するとき	①第三者行為による傷病届 ②同意書 ③事故発生状況報告書 ④交通事故証明書（交通事故の場合）

14
日
以
内

下線のある届出・申請用紙は組合ホームページ（<https://www.bunbi.com/>）よりダウンロードできます。

※1 70～74歳の方が加入する場合には、自己負担割合を決定するため所得証明を添付していただきます。

※2 出産育児一時金の直接支払制度をご希望の場合は、病院等を通して組合に申請していただくこととなります。



令和6年度 文芸美術国民健康保険組合加入者様

特典期間10月～翌3月

人間ドックと一緒に脳のチェック もいかがですか？

一泊人間ドック

税込 69,850円

日帰り人間ドック料金

税込 46,750円

新規人間ドックまたは一泊ドック 特典

脳MRI検査 税込 19,800円→自己負担金なし

当院で初めて人間ドックを受診する方または3年以上未受診の方が自己負担金なしで検査できます。脳MRI検査では脳断層撮影により無症候性脳梗塞・脳梗塞・脳腫瘍などを検査します。



脳梗塞

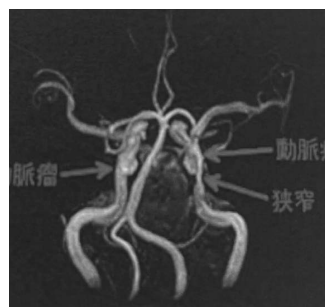
脳MRI+MRA検査

税込38,500円→税込19,250円

脳MRA検査では脳血管を撮影します

脳MRI+MRA検査をする事によって

断層検査に加えて脳血管検査によりくも膜下出血の原因になる
脳動脈瘤、血管狭窄などの有無の発見が可能です。



動脈瘤

狭窄

人間ドック早期ご予約特典

人間ドック受診後、次年度のご予約をして頂いた方の特典
腫瘍マーカー検査を2つ自己負担金なしで検査できます。

～皆様のご利用心よりお待ちしております～

医療法人社団 菱秀会
金内メディカルクリニック

KIN放射線治療健診クリニック

新宿区西新宿7-5-25

西新宿プライムスクエアビル2階

TEL 03-3365-5521

沖縄県国頭郡金武町10897番地

TEL 098-968-4664